



お客様 各位

2016年5月

コニカミノルタジャパン株式会社

処理剤の包装表示変更のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃はコニカミノルタ製品に格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さてこの度、労働安全衛生法(安衛法)の改訂に伴い、処理剤の包装表示を下記のとおり変更いたします事ご案内申し上げます。

ご理解、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。
今後とも、コニカミノルタ製品をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1、変更理由

労働安全衛生法（安衛法）の改正に伴いGHS表示を変更

GHS表示対象が、104から640物質に拡大され、処理剤に含まれる物質が新たに表示対象物質に該当することになりました。そのため、安衛法に則ったラベル表示に変更となります。

※GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) とは、化学品の危険有害性ごとに分類基準及びラベルや安全データシートの内容を調和させ、国際的に統一されたルールとして提供するものです。

2、移行時期

現行品の在庫が無くなり次第順次移行します。

3、変更内容

包材（ダンボール、バリア袋）、ラベル等に表記されております、警告文とマークの表示が変更されます。

（別紙変更例 〈新〉・〈現行品〉参照）

※包装表示のみの変更のため、保管法、輸送法、使用法、性能の変更はありません。

4、対象品種

コニカミノルタ医用現像剤、定着剤、スターター

詳細は、コニカミノルタホームページの医用製品 MSDS (SDS) をご参照ください。

http://www.konicaminolta.jp/about/csr/environment/communication/msds/msds_mi.html

以上

